

建設業法令遵守ガイドラインの概要【H19.6策定（最終改訂R5.6）】

1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

2. 本ガイドラインの内容

1. 見積条件の提示等
2. 書面による契約締結 (1) 当初契約 (2) 追加工事等に伴う変更契約
3. 工期 (1) 著しく短い工期の禁止 (2) 工期変更に伴う変更契約 (3) 工期変更に伴う増加費用
4. 不当に低い請負代金
5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保
6. 指値発注
7. 不当な使用資材等の購入強制
8. やり直し工事
9. 赤伝処理
10. 下請代金の支払 (1) 支払保留・支払遅延 (2) 支払手段
11. 長期手形
12. 不利益取扱いの禁止
13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存
- 14-1 独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
- 14-2 社会保険・労働保険等について（法定福利費の確保）
- 14-3 労働災害防止対策について（実施者と経費の負担の明確化）
- 14-4 建設工事で発生する建設副産物について（適正処理の実施者と経費の負担の明確化）

「建設業法令遵守ガイドライン」改訂（令和4年8月・令和5年6月）の概要

5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保

（ルール4、ルール5、ルール6関係）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

原材料費、労務費、エネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の高騰や資材不足など元請負人及び下請負人双方の責めに帰さない理由により、施工に必要な費用の上昇、納期の遅延、工事全体の中止、前工程の遅れなどが発生しているにもかかわらず、追加費用の負担や工期について元請負人が下請負人からの協議に応じず、必要な変更契約を行わなかった場合

上記のケースは、建設業法第19条第2項（ルール4）に違反し、第19条の3（ルール6）又は第19条の5（ルール5）に違反するおそれがあるほか、同第28条第1項第2号（建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき）に該当するおそれがある。

- (1) 原材料費等の高騰や納期遅延が発生している状況においては、取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負代金及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用することが必要。
- (2) 元請負人が下請負人との協議や変更契約に応じない場合は「不当に低い請負代金の禁止」や「著しく短い工期の禁止」に違反するおそれ
- (3) 原材料費等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれ